

### 鏡野町保育料月額表(3号認定)

上段は保育標準時間、下段( )内の数字は保育短時間の月額

階層区分		利用者負担額(月額)		
階層区分	定 義	標準時間	短時間	
第1階層	生活保護世帯	0円	0円	
第2階層	市町村民税非課税世帯	0円 (0円)	0円	
第3階層	市町村民税均等割のみ	15,600円	14,800円	
第4階層	市 町 村 民 税 所 得 割 額	48,600円未満	17,500円	
第5階層		48,600円以上 97,000円未満	27,000円	25,650円
第6階層		97,000円以上 121,000円未満	35,600円	33,800円
第7階層		121,000円以上 169,000円未満	40,000円	38,000円
第8階層		169,000円以上 230,100円未満	48,800円	46,300円
第9階層		230,100円以上 301,000円未満	54,900円	52,100円
第10階層		301,000円以上 397,000円未満	68,000円	64,600円
第11階層		397,000円以上	83,200円	79,000円

- 注1 階層区分は、4月～8月は前年度分の市町村民税、9月から翌年3月は当年度分の市町村民税により決定します。
- 注2 市町村民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。
- 注3 小学校就学前の範囲において、保育園を同時に利用する最年長の子どもから順に2人目は上記の半額、3人目以降は0円とします。
- 注4 世帯の市町村民税所得割合計額が57,700円未満である場合、生計を一にする最年長の子から順に第2子は上記の半額、第3子以降については0円とします。
- 注5 現に扶養する子が3人以上いる世帯で、満年齢が18歳以下の子から順に数えて、第3子以降となる児童で、満年齢が0歳から2歳までの児童は0円とします。
- 注6 ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯、その他の世帯(生活保護法に定める要保護者等)については、5階層(市町村民税所得割の合計額が77,101円未満)までは以下の表のとおりとなり、第2子以降は無料とします。